

新型コロナウイルス感染症流行下における
海外渡航 行動規範 (Ver. 3)

2021年12月1日改訂
国際協力機構 (JICA)

世界的な新型コロナウイルスの波状的な流行が継続している現状を踏まえ、JICA関係者の渡航にあたり、行動規範を以下のとおり定めます。渡航対象となる方には、渡航手続き前に以下内容をご理解・同意いただき、遵守いただくようお願いいたします。

1. 高いセルフディフェンスの意識をもって感染防止に努めてください。ワクチン接種の了・未了に関わらず、自らが感染しない、感染媒介者とならないとの強い自覚のもと、本規範を遵守し、感染防止のために忌避すべき行動の分別を自律的に判断し、責任を持って行動してください。

2. JICAが発出する安全対策措置/国別行動規範、各時点で有効な「新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航 行動規範」で示す内容を遵守してください。また出入国に際しては渡航先国政府、経由地国政府の出入国、検疫措置、行動規制に従ってください。「たびレジ」登録を通じて日本の外務省が発出する感染症危険情報や注意喚起を適時に受信し、これに適切に対応してください。

3. 渡航先国の政府が指導する新型コロナウイルス対策、資料「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行下における健康管理・安全管理について」(JICA 人事部健康管理室/安全管理部)、JICAが発出する注意喚起等を参考に、渡航先国における感染状況に応じ、感染防止、感染拡大防止のための行動を実践してください。根拠や真偽が不明な情報に基づいた判断により適切な感染防止策を阻害することのないよう、正しい情報の確認と冷静な判断を心がけてください。

4. 渡航先国の医療事情や国際緊急移送がひっ迫する可能性を踏まえ、新型コロナウイルス感染以外の傷病や疾病を予防するとともに、重篤な事故にあわないための行動を徹底してください。

5. 在外拠点とも相談、協力しつつ、業務における感染防止策を取ってください。業務上の関係者と接触する際は、十分な感染防止策(マスク着用、ソーシャルディスタンス等)が講じられていることを確認してください。関係者が物品の不足

等により感染防止策が不十分となる場合等、自身で状況を改善することが難しい場合、在外拠点に支援を求めてください。

6. 業務外においても、上記3. をふまえた感染対策を講じるとともに、各自が自律的、分別のある行動を取ってください。

7. 渡航先国および往復路上において感染が疑われる症状を発症した場合は、保健その他の関係当局からの指示に従い、直ちに自己隔離し、JICAに連絡してください。JICA等からの指示や助言を踏まえて適切に行動するよう心掛けてください。

8. 本邦帰国時における日本政府の水際対策措置に従ってください。検査により感染が判明した場合は、速やかにJICAに連絡してください。隔離期間中の行動は、日本政府の示す指針に従ってください。

9. 感染その他の傷病に関する個人情報に接したときには情報管理を厳格に行い、感染者やその支援者の人権が侵害されないよう十分留意してください。

10. 家族を随伴する場合、渡航者本人が責任をもって上記行動規範を遵守、徹底させてください。

以上